



「単純承認」と「限定承認」の違い

単純承認とは

プラスの財産もマイナスの財産も**すべて引き継ぐ**相続の方法です。

相続開始を知った時から3ヶ月以内に

家庭裁判所で相続放棄または限定承認の手続をしない場合、自動的に単純承認となります。

その他、単純承認をしたことになるケース

相続人が相続財産の全部
または一部を処分したとき

相続人が、**限定承認または相続放棄をした後でも**、
相続財産の全部もしくは一部を隠蔽し、
私的にこれを消費し、
または悪意でこれを財産目録に記載しなかったとき

限定承認とは

相続によって引き継いだ**プラスの財産の限度においてのみマイナスの財産を弁済し**、
財産が余ればそれを引き継ぐという方法です。

限定承認が有効なケース

- ・ 債務超過をしているかどうかははっきりしない場合。
- ・ 家業を継ぐなど、相続財産の範囲内であれば借金などを引き継いで良いと思える場合
- ・ 再建の目処がたってから返済可能な場合
- ・ 借金などを加味しても、どうしても相続したい相続財産があるような場合

限定承認は財産調査が大変なケースが多く、税金の問題も絡むため
司法書士・税理士といった専門家の関与が必要です。

相続についてのご相談はF&Partnersへ!

今週の
お客様の**声**

依頼して
良かった点は?

飯能市 たかの様

今とお願い出来たため安心していられた

京都事務所
京都市中京区七観音町623番地
第11長谷ビル5階
TEL 0120-256-113

F&Partners 司法書士法人

無料相談 実施中です。
まずは、お気軽にお電話を!

